

山 青 森 県 報

号外第三十一号

平成十四年三月二十九日(金曜日)

青森県規則第四十四号

青森県財務規則の一部を改正する規則

○青森県財務規則の一部を改正する規則……………(経 理 課) ……一
○青森県物品調達規則の一部を改正する規則……………(同) ……五

訓 令

○非常勤嘱託医等の服務等に関する規程の一部を改正する訓
令……………(こ ろ も) ……五

○青森県母子相談員に関する規程の一部を改正する訓令……………(同) ……五

○青森県婦人相談員規程の一部を改正する訓令……………(同) ……六

告 示

○予防接種、ツベルクリン反応検査及びエックス線検査の使
用料の額……………(健康医療課) ……七

○出納長の事務の一部委任の一部改正……………(経 理 課) ……七

規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正す
る。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二 別に定めるところにより、公所においてあらかじめ指定された職員は、
当該公所の出納員が不在の場合において、当該公所の長から当該出納員に代わつて
その職務を執行することを命ぜられたときは、その職務を執行する間に限つて出納
員に命ぜられた者とする。

2 前項の規定により出納員に命ぜられた者とされた職員で吏員でないものは、その
職務を執行する間に限つて吏員に併任されたものとする。

第十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一
項の次に次の一項を加える。

2 第五条の二第一項の規定により出納員に命ぜられた者とされた職員への引継ぎ及
び当該職員からの引継ぎについては、前項の手続を行わずに引き継ぐことができる。
第三十九条第三項第十号中「保健所」を「健康福祉こどもセンター」に改める。

第三百三十二条第二項第三号を次のように改める。
三 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会

の発行する債券(以下「金融債」という。)

第三百三十七条に次の一項を加える。
2 前項の規定にかかわらず、契約担当者等は、次に掲げる入札に限り、入札前に予
定価格を公表することができる。

一 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事に係る

入札

二 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和五十八年二月青森県規則第六号）第一条に規定する建設関連業務に係る入札

三 普通財産（不動産に限る。）の売払いに係る入札
第百六十四条第一項中「（昭和二十四年法律第百号）」を削る。

第三百四十二条中「所属職員」の下に「若しくは公所出納員」を加える。
第三百五十条第二項後段を削る。

附則第六条を削る。

別記第一の第三条第二項第三号を次のように改める。

三 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（以下「金融債」という。）

別記第二の第四十四条の次に次の一条を加える。

第44条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第48条第4項、第53条の3又は第54条第1項若しくは第2項の規定による審決を受け、当該審決が確定したとき（第3号に該当する場合を除く。）。

(2) 乙が公正取引委員会から独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命ぜられ、当該命令が同条第6項の規定により確定した審決とみなされたとき。

(3) 乙が、公正取引委員会から受けた審決について、独占禁止法第77条第1項に規定する審決の取消しの訴えを提起した場合において、その訴えについての請求を棄却し、又は訴えを却下する裁判が確定したとき。

(4) 乙又は乙の代理人、使用人その他の従業者（乙が法人の場合にあつては、その代表者又はその代理人、使用人その他の従業者）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条の罪又は独占禁止法第89条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

別記第一の第四十五条第一項中「前条」を「前2条」と改める。

別記第二の第四十六条第一項中「第44条」の次に「又は第44条の2」を加へ、「の規定による」を「（第44条の2の規定による解除の場合にあつては、同項第3号又は第4号）の」と改め、「第3号まで」の次に「（第44条の2の規定による解除の

場合にあつては、同項第1号又は第2号）」を加へ、同項(B)及び(C)中「第44条」の次に「又は第44条の2」を加へ、同(C)の次に次のように加える。

(連約金)

第46条(D) 甲は、第44条の2の規定によりこの契約を解除したときは、請負代金額の10分の1（請負代金額が500万円を超えない場合にあつては、100分の5）に相当する金額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を連約金として乙から徴収する。

別記第一の第四十七条の次に次の一条を加える。

第47条の2 甲は、この契約に関して、第44条の2各号のいずれかに該当するときは、請負代金額の10分の1に相当する金額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を損害賠償金として乙から徴収する。

別記第二の第四十九条第三項及び第八項中「第44条」の次に「又は第44条の2」を加える。

別表第一中「青森県消防学校」を「青森県消防学校
青森県鉄道管理事務所」と改め、

「十和田食肉衛生検査所
田舎館食肉衛生検査所」を削る、

「青森保健所

弘前保健所

八戸保健所

黒石保健所

五所川原保健所

十和田保健所

三沢保健所

むつ保健所

東地方福祉事務所

中南地方福祉事務所

三戸地方福祉事務所

西北地方福祉事務所

下北地方福祉事務所

上北地方福祉事務所」

「東地方健康福祉こどもセンター

中南地方健康福祉こどもセンター

三戸地方健康福祉こどもセンター

西北地方健康福祉こどもセンター

上北地方健康福祉こどもセンター

下北地方健康福祉こどもセンター」

「青森県中央児童相談所
青森県弘前児童相談所
青森県八戸児童相談所」
を
「十和田食肉衛生検査所
田舎館食肉衛生検査所」
に改め、「三沢渉外労務管理

事務所」及び
「青森県女性就業援助センター」及び
「青森家畜保健衛生所
弘前家畜保健衛生所
八戸家畜保健衛生所
十和田家畜保健衛生所
むつ家畜保健衛生所
木造家畜保健衛生所」
を削り、

「東青地方漁港事務所
三八地方漁港事務所
下北地方漁港事務所
西北地方漁港事務所
青森土木事務所
弘前土木事務所
八戸土木事務所
五所川原土木事務所
十和田土木事務所
むつ土木事務所
鱒ヶ沢土木事務所
青森県浅虫・駒込ダム建設事務所
青森県都市公園建設事務所
青森港管理事務所
八戸港管理事務所
むつ小川原港管理事務所」
を
「青森県土整備事務所
弘前県土整備事務所
八戸県土整備事務所
五所川原県土整備事務所
十和田県土整備事務所
むつ県土整備事務所
鱒ヶ沢県土整備事務所」
に改め、

「青森県目屋ダム管理事務所
弘前地方出納事務所
八戸地方出納事務所
五所川原地方出納事務所
十和田地方出納事務所
むつ地方出納事務所」
及び「青森県立倉石養護学校」を削る。

第一号様式の2の(1)中「(本庁において通知又は交付するものに限る。)」を削り、
同2中(2)を削り、(3)を(2)とする。
第五十九号様式に次のように加える。

(その4) 公用車を利用した旅行等用

____ 月分 (____ 枚中 ____ 枚目)

旅 費 請 求 書

所属 _____

青森県知事 殿

年 月 日

下記のとおり請求します。

職 名	職務の級	氏 名	住 所 又 は 居 所	年 度	支 出 科 目 (目コード)	請求金額																																			
						円	円																																		
		⑩																																							
旅行日	用 務	公用車の使用	路程又は所要時間	日当(円)	<table border="1"> <tr> <th colspan="3">運 賃</th> <th rowspan="2">合計 (円)+(円)</th> </tr> <tr> <th>鉄 道</th> <th>車 賃</th> <th>運 賃 計</th> </tr> <tr> <td>路程運賃 円</td> <td>路程運賃 円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	運 賃			合計 (円)+(円)	鉄 道	車 賃	運 賃 計	路程運賃 円	路程運賃 円	円	円																									備 考
運 賃			合計 (円)+(円)																																						
鉄 道	車 賃	運 賃 計																																							
路程運賃 円	路程運賃 円	円	円																																						
			キロメートル時間																																						
			キロメートル時間																																						
			キロメートル時間																																						

注 1 旅行命令 (依頼) 簿と複写することができる。

2 旅費の調整を行ったときは、その理由を付記すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 横長とする。

第七十五号様式の(奥中)「X」を削る。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第百三十二条第二項第三号及び別記第一の第三条第二項第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

青森県物品調達規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第四十五号

青森県物品調達規則の一部を改正する規則

青森県物品調達規則(昭和三十二年三月青森県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「本庁各課(室)長」の下に「(青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)第六条第三項の規定に基づき設置された機関の長を含む。)」を加える。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第二十六号

非常勤嘱託医等の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

非常勤嘱託医等の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

非常勤嘱託医等の服務等に関する規程(昭和三十九年六月青森県訓令甲第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表福祉事務所の項を次のように改める。

健康福祉こどもセンター	嘱託医 各二人 ただし、西北地方健康福祉こどもセンターにあつては、三人	被保護者及び要保護者の医療扶助に係る医学的判定を行う。
-------------	--	-----------------------------

別表中央児童相談所の項、弘前児童相談所の項及び八戸児童相談所の項中

「嘱託医 二人
ただし、うち一人は支所に置く。」
を
「嘱託医 一人」
に改め、同項の次に次のよう

に加える。

五所川原児童相談所	嘱託医 一人	児童の医学的判定を行う。
むつ児童相談所	嘱託医 一人	児童の医学的判定を行う。
七戸児童相談所	嘱託医 一人	児童の医学的判定を行う。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十七号

青森県母子相談員に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

青森県母子相談員に関する規程の一部を改正する訓令

青森県母子相談員に関する規程（昭和三十三年九月青森県訓令甲第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の規定により設置される」を「に規定する」に、「同条第四項ただし書に規定する常勤母子相談員」を「同条第三項ただし書の規定による常勤の母子相談員」に改める。

第二条を削り、第三条を第二条とする。

第四条中「福祉事務所の」を「健康福祉こどもセンターの」に、「福祉事務所長」を「所長」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「福祉事務所長」を「所長」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項中「福祉事務所長」を「所長」に改め、同条第三項を削り、同条を第五条とする。

第七条中「第一号様式」を「別記様式」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条を削る。

第十条第一項中「面接日時及び相談指導計画表（第三号様式）を作成し、福祉事務所長に提出しなければ」を「指導計画を別に定める様式により所長に報告しなければ」に改め、同条第二項中「職務」を「前月の職務」に、「前月の相談指導月報（第四号様式）を福祉事務所長」を「別に定める様式により所長」に、「提出しなければ」を「報告しなければ」に改め、同条を第八条とする。

第十一条中「次の」を「別に定める」に改め、各号を削り、同条を第九条とし、同条の次に次の二条を加える。

（服務）

第十条 相談員の服務については、青森県職員服務規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号）第二条、第七条、第八条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定を準用する。

（報酬）

第十一条 相談員の報酬は、月額とし、知事が別に定める。

第二号様式から第八号様式までを削り、第一号様式中「~~第~~」を「~~第~~」に改

め、同様式を別記様式とする。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、公表の日から施行する。

青森県訓令甲第二十八号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県婦人相談員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

青森県婦人相談員規程の一部を改正する訓令

青森県婦人相談員規程（昭和三十二年七月青森県訓令甲第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」という。」を削り、「の規定により、県に置かれる」を「に規定する」に、「配置」を「所属」に、「及び服務」を「、服務等」に改める。

第二条を削り、第三条を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（相談員の所属及び担当区域）

第三条 相談員は、女性相談所又は健康福祉こどもセンターに所属する。

2 相談員の担当区域は、別に定める。

第四条を削る。

第五条中「福祉事務所の」を「健康福祉こどもセンターの」に改め、同条第一号中「、性行」を「性行」に、「照して」を「照らして」に改め、「と」という。の下に「及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者（同項に規定する被害者に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。）である女子（以下「配偶者からの暴力被害女性」という。）を加え、「は握と」を「把握及び」に、「つとめ」を「努め」に改め、同条第二号中「要保護女子」の下に「及び配偶者からの暴力被害女性」を加え、「性病予防機関、婦人保護施設」を「医療機関」に改め、同条第三号中「法の趣旨普

及徹底につとめ」を「売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の趣旨の普及及び徹底に努めるとともに」に改め、同条を第四条とする。

第六条第三項及び第四項を削り、同条を第五条とする。

第七条中「第一号様式」を「別記様式」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条及び第十条を削り、第十一条を第八条とする。

第十二条中「次の」を「別に定める」に改め、各号を削り、同条を第九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(服 務)

第十条 相談員の服務については、青森県職員服務規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号）第二条、第七条、第八条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定を準用する。

(報 酬)

第十一条 相談員の報酬は、月額とし、知事が別に定める。別表を削る。

第二号様式から第八号様式までを削り、第一号様式中「~~第~~」を「~~第~~」に、

「任命期間」

年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日まで
に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第百四十号

青森県保健所及び環境保健センター使用料及び手数料徴収条例（昭和五十一年三月青森県条例第一号）別表第一号に規定する結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）による予防接種並びに同表第八号に規定する同法によるツベルクリン反応検査及びエックス線検査に係る使用料の額を次のとおり定め、平成十四年四月一日から施行し、平成十二年三月三十一日青森県告示第百六十二号（予防接種、ツベルクリン反応検査

及びエックス線検査の使用料の額）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 BCG経皮接種 四百七十円
- 二 ツベルクリン反応検査 三百三十円
- 三 エックス線検査 六百円
 - 1 間接撮影
 - 2 直接撮影

- (一) 大角 千三百二十五円
- (二) 大四ツ切 千二百九十一円
- (三) 四ツ切 千二百七十六円

青森県告示第百四十一号

昭和四十九年四月一日青森県告示第百二十七号（出納長の事務の一部委任）の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から施行する。

平成十四年三月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

出納員の項の表中

地方出納事務所の所轄する公所（以下「所轄公所」という。）に係る収入命令の審査、支出負担行為の確認及びこれらに附帯する事務	地方出納事務所長の職にある出納員
--	------------------

を削り、「（所轄

公所並びに青森市、平内町及び蟹田町に所在する公所」を「（県税事務所）」に改め、

所轄公所並びに青森市、平内町及び蟹田町に所在する公所のうち県税事務所を除く公所に属する次に掲げる事務	同上の公所の出納員
一 税外諸収入金及び歳出入金の収納事	

務のうち現金又は証券の収納に関するこ
と。
二 一時取扱金の出納（払出しにあつては、
手もと保管に係るものに限る。）及び保
管に関する事
三 物品の出納及び保管に関する事
四 前三号に規定する事務に附帯する事務
に関する事

を削り、

- 「二 税外諸収入金及び歳出戻入金の収納事
務のうち現金又は証券の収納に関するこ
と。
- 三 一時取扱金の出納（払出しにあつては、
手もと保管に係るものに限る。）及び保管
に関する事
- 四 物品の出納及び保管に関する事
- 五 前各号に規定する事務に附帯する事務
に関する事
- 「二 税外諸収入金に係る収入命令の審査に
関すること。
- 三 税外諸収入金及び歳出戻入金の収納事
務のうち現金又は証券の収納に関するこ
と。
- 四 支出負担行為の確認に関する事
- 五 一時取扱金の出納（払出しにあつては、
手もと保管に係るものに限る。）及び保
管に関する事
- 六 物品の出納及び保管に関する事
- 七 前各号に規定する事務に附帯する事務
に関する事

に改め、分任出納員の項の表中

- 「一 五所川原保健所鯉ヶ沢支所
- 二 青森県工業試験場青森木工分場
- 三 青森県農業試験場藤坂支場
- 四 青森県農業試験場砂丘分場
- 五 青森県りんご試験場県南果樹研究セン
ター
- 六 青森県畜産試験場和牛改良技術センタ
ー
- 七 青森県畜産試験場養鶏部
- 「一 青森県工業試験場青森木工分場
- 二 青森県農業試験場藤坂支場
- 三 青森県農業試験場砂丘分場
- 四 青森県りんご試験場県南果樹研究セン
ター
- 五 青森県畜産試験場和牛改良技術センタ
ー
- 六 青森県畜産試験場養鶏部

に改め、備考を削る。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
--------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭